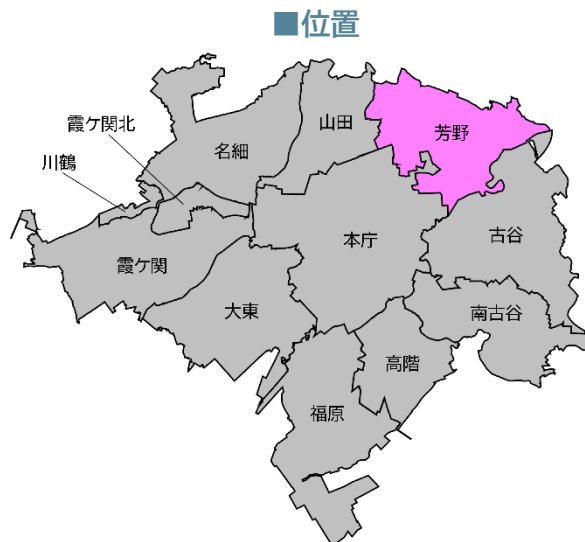


2. 芳野地区

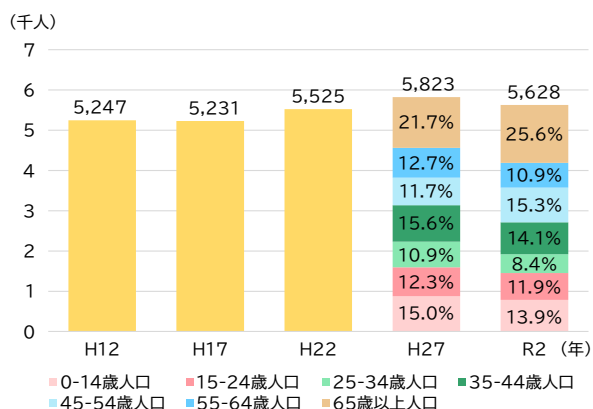
(1) 地区の説明

- 面積 約 1020.0 ha
- 人口 5,384 人
- 世帯数 2,247 世帯
- 高齢化率 27.1% (市平均 27.1%)

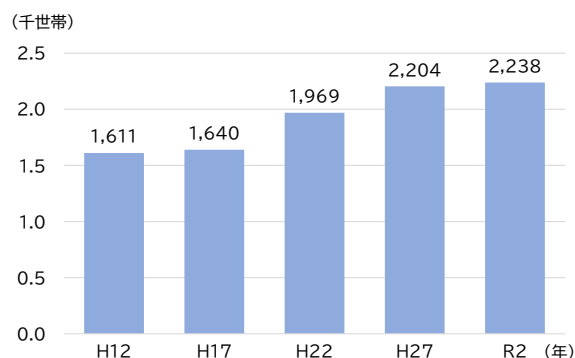
※令和 6 年 1 月 1 日現在



■人口推移



■世帯数推移



※人口推移の H17 以前は国勢調査から作成 (各年 10 月 1 日現在) そのほかは住民基本台帳から作成 (各年 1 月 1 日現在)

芳野地区は、本市の北東部に位置しており、上尾市と川島町に隣接しています。明治から昭和初期にかけて行われた耕地整理により、ほぼ全域に農業基盤が整備され、入間川につながる小河川等とともに豊かな農業地域となっており、地区面積の約 9 割を市街化調整区域が占めています。

地区には産業拠点である川越工業団地および川越第二産業団地のほか、貴重な自然環境資源である伊佐沼、スポーツ拠点の川越運動公園、広域医療を支える埼玉医科大学総合医療センターなど、市域全体においても重要な拠点が立地しています。

高齢化率は市平均と同程度です。

(2) まちづくりの動向と課題

芳野地区のこれまでのまちづくりの動向と課題を次のとおり整理します。

■田園環境と産業系土地利用の調和

- ・昭和 55（1980）年に川越工業団地が造成されて以降、本市の産業を支える工業集積拠点の一つとなり、平成 21 年度には川越第二産業団地として拡張整備を行っていますが、今後もさらなる拡充が期待されます。
- ・幹線道路網の整備が不十分であることから、（仮称）川越東環状線の整備を進め、大型車両の工業団地へのアクセス性の向上や集落地内への進入減少を図っています。また沿道においては、周辺に配慮した土地利用が期待されます。

■高齢化への対応と生活圏の維持

- ・地区全体の人口減少や高齢化が進む中、既存集落の交通手段を確保することで、生活圏を維持していく必要があります。

■豊かな自然環境の保全・活用

- ・地区南部の伊佐沼周辺と川越運動公園は、広域的なレクリエーションを行う拠点となるよう機能の向上が求められています。

年度	芳野地区におけるまちづくりの主な進捗状況 【 】は前マスタープランの方針において関係する主なもの
平成 13 年度	『伊佐沼公園基本計画』の策定 【伊佐沼を核とした水と緑の拠点づくり】
～平成 17 年度	市道 0001 号線〈国道 254 号～伊佐沼〉の整備 【都市計画道路等幹線道路の整備】
平成 21 年度	川越第二産業団地の整備 【田園環境と調和した活力ある産業系市街地（工業団地）の拡充】
平成 21 年度～	（仮称）川越東環状線の整備〈市道 0023 号線・市道 3571 号線〉 【都市計画道路等幹線道路の整備】
令和 2 年度	デマンド型交通かわまる（地区 1）の運行開始 【路線バス網の充実による公共交通の利便性の向上】
令和 4 年度	農業ふれあいセンターを川越市グリーンツーリズム拠点施設としてリニューアルオープン 【身近な農業体験の場の整備】

 は前マスタープラン策定後の事項

(3) まちづくりの目標

地区のまちづくりの動向と課題を踏まえ、芳野地区のまちづくりのキャッチフレーズと目標を次のとおり設定します。

■まちづくりのキャッチフレーズ

心豊かなふれあいと活力のある田園都市 芳野

■まちづくりの目標

目標

水と緑に囲まれた広大な田園が広がる川越のふるさととして、のどかであるおいのあるまちにしよう

まとまりのある田園・入間川の雄大な河川環境・地域の小河川や樹林などの豊かな自然環境を大切に、ゆとりある田園環境としてのまちづくりを進めます。

目標

川越市の産業・市民生活の活力拠点となるまちにしよう

地区北部の工業団地は、活力ある産業拠点として、自然と工業のバランスのとれたまちづくりを進めます。また、水と緑の拠点である伊佐沼公園から川越運動公園は、市民の憩いとスポーツ・交流・レクリエーションの場としてのまちづくりを進めます。

目標

人々の心の豊かさと触れ合いの中で、のんびりと快適に生活できるまちにしよう

全ての地区住民が健やかに安心して暮らせるよう、生活道路の整備や公共施設整備など生活環境の改善・充実を進め、快適に生活できるまちづくりを目指します。

(4) まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現していくために必要な事項について、5つの部門ごとに基本的な方針を掲げます。

① 土地利用の方針

市街化調整区域の田園環境を主体とした自然的土地利用と工業団地等の都市的土地利用とのバランスを考慮しながら、次の取組を進めます。

1) 産業系市街地（工業団地）の形成

- ・川越第二産業団地の周辺については、自然環境との調和に配慮しつつ、産業拠点として、新たな企業誘致や既存企業の工場等の拡充を図るため、適切な手法により土地利用を検討します。

2) 地区の中心における市民サービス機能の拡充

- ・地域コミュニティの活動拠点となる市民センターについて、更新整備を進め、市民サービス機能の向上を図ります。

3) まとまりのある田園環境の保全とのどこかでうまいのある集落環境の維持

- ・地区の特色である水田地域の優良な農地の保全を図るとともに、既存集落においては、適切な交通手段を確保し、生活圏の維持を図ります。

4) 幹線道路沿道の立地特性を生かした沿道サービス施設等の誘導

- ・幹線道路沿道は、地域生活や工業団地における利便性向上のための沿道サービス施設を誘導します。また、周辺の集落環境および本市の農業政策との調和を図りながら、排水施設等の都市基盤の整備状況を考慮しつつ産業系施設等（製造業・流通業務系）の立地が可能となるよう土地利用を検討します。

② 道路・交通体系の方針

地域交通の利便性向上と円滑化、集落地内への通過交通の削減を図るため、次の取組を進めます。

1) 都市計画道路等の幹線道路整備

●（仮称）川越東環状線

- ・隣接地区との連携を強化し、市の骨格となる都市間幹線道路として整備を推進します。

●（都）川越上尾線

- ・上尾市との連携を強化し、地区の骨格となる路線として、特に歩道未整備区間や交差点部について、県と協議検討し、整備を進めます。

●地区幹線道路

- ・伊佐沼周辺等へのアクセス性を確保するため、整備を進めます。

2) 公共交通の利便性向上

- ・バス路線が集中し、一定の利用が見込める埼玉医科大学総合医療センターをバスの乗継拠点として整備することを検討し、公共交通の利用促進に努めます。
- ・路線バス、川越シャトル、デマンド型交通かわまるのほか、公共交通を補完するシェアサイクルの拡充を含め、地域の実情に応じた交通手段について検討します。

③ 水と緑のまちづくりの方針

入間川や伊佐沼等の水辺環境、集落地の豊かな緑環境等を生かして、ゆとりとうるおいのある生活環境を形成していくため、次の取組を進めます。

1) 伊佐沼を核とした水と緑の拠点づくり

- ・川越市グリーンツーリズム拠点施設を中心に、伊佐沼や田園等周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとした「蔵 i n ガルテン川越」の事業推進により、交流人口の増加など、地域の活性化を図るとともに、観光資源としての中心市街地と伊佐沼周辺の連携を考慮し、ネットワーク化を図ります。
- ・伊佐沼から川越運動公園や入間川一帯は水と緑の拠点として位置付け、市民の憩いと交流の場として、身近な水辺空間の充実を図ります。

2) 入間川、古川排水路等の河川環境の整備と緑の保全

- ・入間川をはじめとした主要な河川の沿岸部や古川排水路等において、自然・生物環境の保全を図ります。

④ 景観まちづくりの方針

入間川や荒川、伊佐沼等の自然的条件と農業が織りなす田園景観を保全するため、次のような取組を進めます。

1) 田園景観の保全と育成

- ・入間川による肥沃な土壌に広がる水田地帯の保全に努めるとともに、施設整備の際には周辺の田園景観と調和するよう景観誘導を行っていきます。

2) 地区の特徴をなす自然・歴史的資源を生かした景観形成

- ・菅間氏旧家の広大な屋敷林と水田を活用し整備された菅間緑地や入間川右岸の自然堤防上に残る舟塚と呼ばれる古墳など、地区の歴史を今に伝える歴史的な景観を保全します。

3) 水辺景観の保全

- ・伊佐沼や入間川、古川排水路等の水辺を生かした、親しみのある自然的景観の形成を図ります。

4) 優れた工業地景観の形成

- ・大規模な建築物が集積する工業団地では、街路樹の育成や敷地内の緑化をはじめ、道路に面する建築物等のデザインに配慮することで、周辺環境と調和した緑豊かな工業地景観の形成を図ります。

⑤ 安全・安心のまちづくりの方針

災害に強く、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指して、次の取組を進めます。

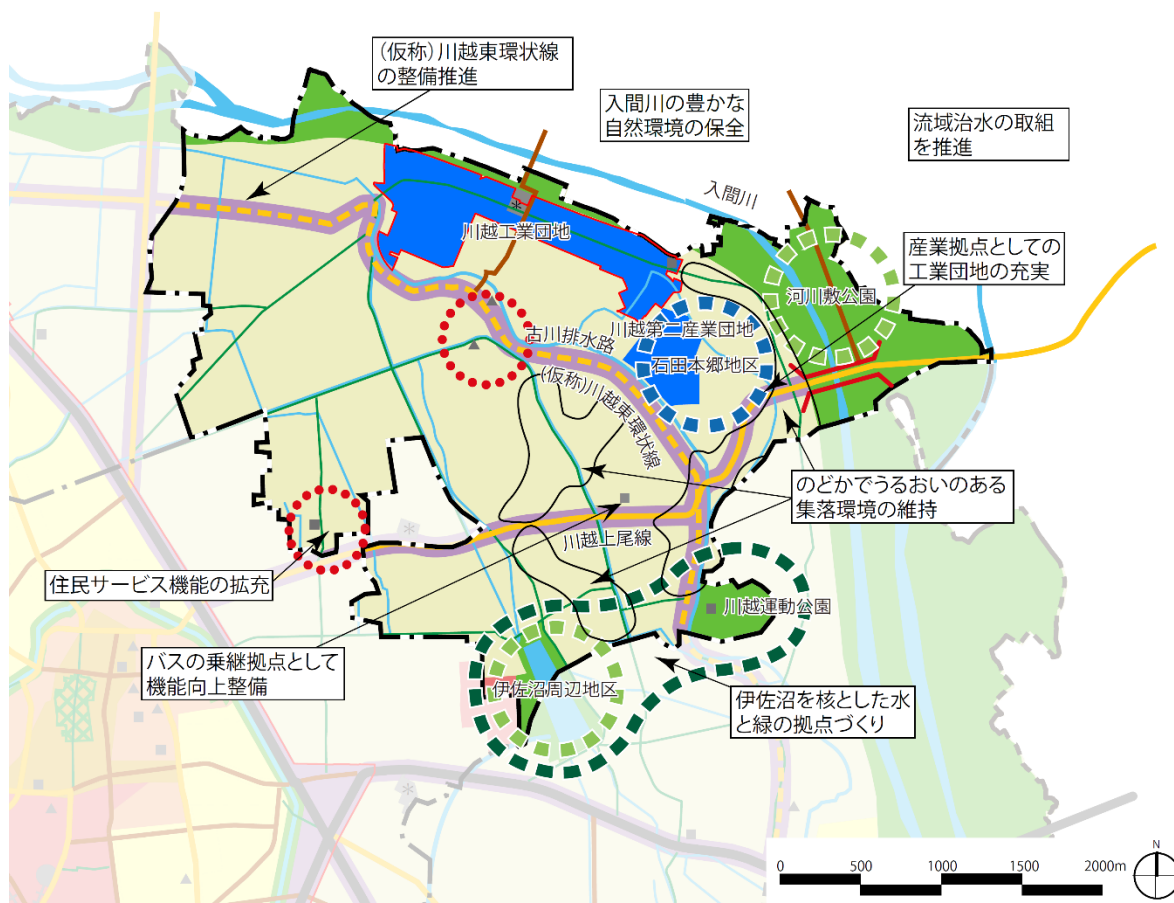
1) 総合的な治水対策の推進

- ・洪水氾濫対策として（仮称）越辺川遊水地整備、保水・遊水機能としての農地等の保全、大規模な開発行為等に伴う雨水浸透施設の設置や浸水危険性のある地域での開発許可の厳格化など、総合的かつ多層的な対策である流域治水の取組を関係機関と連携して進めます。

2) 防災性向上に向けた都市基盤整備の推進

- ・緊急輸送道路（（仮称）川越東環状線等）をはじめとした幹線道路の整備を進めます。
- ・都市計画変更時には、防火地域・準防火地域の指定について併せて検討します。

(5) まちづくりの方針図



<土地利用>

	商業・業務地
	沿道型利用地
	工業地
	農地・樹林地・集落地
	公園・緑地
*	都市施設
	市街化区域・市街化調整区域界

<道路・水路・資源等>

	都市間幹線道路
	地域間幹線道路
	地区幹線道路
	河川・水路等
■	公共・公益施設等
▲	学校教育施設
	主要な橋

<都市構造等>

	周辺環境や地域特性に応じた新たな拠点整備(公共施設等)
	周辺環境や地域特性に応じた新たな拠点整備(産業系)
	地区の中心的なエリア
	水と緑の拠点

※(仮称)〇〇線は構想路線であり、上図は具体的なルート・位置等を規定するものではありません。